

令和 3 年度

内閣府交通安全業務計画

目 次

はじめに

1 計画の目的	1
2 計画の実施の方針	1
第1章 令和3年度において講ずべき施策	1
1 交通安全思想の普及徹底	1
(1) 交通安全に関する普及啓発活動の推進	1
ア 春・秋の全国交通安全運動の実施	
イ 「交通事故死ゼロを目指す日」の実施	
ウ 交通安全フォーラムの開催	
エ 飲酒運転の根絶に向けた広報・啓発の実施	
オ 全ての座席のシートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底	
カ 反射材への理解促進及び反射材用品等の普及促進	
キ 自転車の安全利用の推進	
(2) 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進及び人材の育成	3
ア 民間団体等の活動の促進	
イ 交通指導員等交通ボランティア支援事業	
ウ 地域提案型交通安全支援事業	
エ 地域における高齢運転者の交通事故防止に関する普及啓発の促進	
オ 交通安全功労者表彰の実施	
(3) 地方公共団体との連絡調整	4
2 調査研究の充実等	4
(1) 高齢者交通事故防止対策に関する調査	4
(2) 交通安全思想の普及徹底の高度化に係る調査	4
3 沖縄県における交通安全対策の推進	4
(1) 道路交通の安全	4

ア 交通安全施設等の整備	
イ 子供の遊び場等の確保	
(2) 海上交通の安全	5
(3) 航空交通の安全	5
第2章 令和3年度都道府県交通安全実施計画の作成基準	5

令和3年度内閣府交通安全業務計画

はじめに

1 計画の目的

この計画は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第24条第1項及び第2項の規定に基づき、令和3年度において、内閣府が交通の安全に関し講ずべき施策並びに指定地方行政機関及び都道府県が陸上交通の安全に関し講ずべき施策に関する計画の作成の基準となるべき事項を定めることを目的とする。

2 計画の実施の方針

この計画の実施に当たっては、交通安全対策基本法及び第11次交通安全基本計画（令和3年3月29日中央交通安全対策会議決定）に基づき、「人優先」の交通安全思想を基本として、世界一安全な道路交通の実現を目指し、令和7年までに交通事故死者数（24時間死者数）を2,000人以下とするため、各種の交通安全対策を関係省庁、地方公共団体及び関係民間団体と緊密に連携しつつ、強力に推進するものとする。

第1章 令和3年度において講ずべき施策

1 交通安全思想の普及徹底

（1）交通安全に関する普及啓発活動の推進

ア 春・秋の全国交通安全運動の実施

広く国民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的に、中央交通安全対策会議交通対策本部が決定する推進要綱に基づき、春・秋の全国交通安全運動を効果的に実施する。

春・秋の全国交通安全運動の実施に当たっては、事前に、運動の趣旨、実施期間、運動重点、実施計画等について、広く国民に周知することにより、市民参加型の交通安全運動の充実・発展を図るとともに、住民本位の運動として展開されるよう、交通事故実態、住民や交通事故被害者等のニーズ等を踏まえた実施に努める。

また、運動の実施に当たっては、時代に即した効果的な手法を取り入れるとともに、ウェブサイトやSNSによる情報発信、対面によらない交通安全教育等を推進し、新型コロナウイルス感染症の状況等に応じた取組に努める。

さらに、全国交通安全運動終了後にその効果の評価を行い、次回以降の全国交通安全運動がより効果的に実施されるよう施策の検証に努める。

イ 「交通事故死ゼロを目指す日」の実施

「交通事故死ゼロを目指す日」の実施について」（平成20年1月11日交通対策本部決定）及び「令和3年春の全国交通安全運動推進要綱」（令和3年2月1日交通対策本部決定）に基づき、「交通事故死ゼロを目指す

日」を4月10日と定め、春の全国交通安全運動と連動して効果的に実施するための広報・啓発活動を推進する。

また、秋の全国交通安全運動期間中においても、同様に「交通事故死ゼロを目指す日」を実施する。

ウ 交通安全フォーラムの開催

交通安全に取り組む学識経験者、有識者等による研究発表や成果発表、討議等を通じて、交通事故防止について考える機会を設けて、国民の交通安全に関する意識の向上を図ることを目的に、交通安全フォーラムを開催する。

また、開催に当たっては、開催の様子をオンライン配信するなど、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底する。

エ 飲酒運転の根絶に向けた広報・啓発の実施

「飲酒運転の根絶について」（平成18年9月15日交通対策本部決定）及び「飲酒運転の根絶に向けた取組の強化について」（平成19年7月10日交通対策本部決定）に基づき、地方公共団体と連携して広報・啓発に努めるなど、引き続き「飲酒運転は絶対にしない、させない」という国民の意識改革を図るための広報・啓発活動を強化する。

オ 全ての座席のシートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底

令和2年における警察庁と一般社団法人日本自動車連盟の合同調査によると、自動車の後部座席同乗者のシートベルト着用率は一般道路で40.3%、高速道路で75.8%と、運転席及び助手席の割合と比較して低い。シートベルト非着用時の致死率は着用時と比較して高くなる傾向にあることから、地方公共団体、民間団体等と連携を図りながら、シートベルトの着用効果及び正しい着用方法について理解の促進に努めるとともに、後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用の徹底を図る。

また、令和元年における上記調査によると、チャイルドシートの使用率は70.5%にとどまっているほか、腰ベルトの締め付け不足などの不適正使用の割合も高い。6歳未満の幼児が同乗中の交通事故においても、チャイルドシートの不使用や不適正使用により死亡事故等の重大事故につながる危険性が高くなる傾向にあることから、「チャイルドシート着用の徹底を図るための対策について」（平成11年10月21日交通対策本部決定）に基づき、地方公共団体、民間団体等と連携を図りながら、チャイルドシートの正しい着用の徹底についての広報・啓発活動や講習会の開催等を積極的に推進する。

カ 反射材への理解促進及び反射材用品等の普及促進

夜間及び薄暮時における歩行者・自転車等の交通事故防止対策として、交通指導員等交通ボランティア支援事業等において、反射材及び反射材を利用した製品等の有効性を強く呼び掛ける等反射材の普及を図る。

キ 自転車の安全利用の推進

「自転車の安全利用の促進について」（平成19年7月10日交通対策本部決

定)に基づき、自転車に関する交通秩序の整序化を図り、自転車の安全利用を促進するため、交通指導員等交通ボランティア支援事業等において、「自転車安全利用五則」や交通安全教育教材の活用を推進することにより、自転車の通行ルール等の普及啓発を図る。

また、新型コロナウイルス感染症等の影響によって飲食物等のデリバリーサービスへのニーズが高まる一方で、自転車を用いてデリバリーを行う配達員の交通事故防止が課題となっていることから、関係省庁や団体等と連携し、デリバリーを行う事業者や配達員に対する広報啓発活動を推進する。

(2) 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進及び人材の育成

ア 民間団体等の活動の促進

民間の自主的な活動による国民の交通安全意識の一層の向上を図るため、交通安全を目的とする民間団体に対し、交通ボランティアの参加促進や地域に密着した主体的な交通安全活動が行われるよう、積極的な働きかけと資料の提供に努める。

また、地域団体、自動車製造・販売団体、自動車利用者団体等の交通安全に関係する民間団体等において、交通安全教育や広報活動など、それぞれの立場に応じた交通安全活動が地域の実情に即して効果的かつ積極的に行われるよう、春・秋の全国交通安全運動等の機会を利用して働き掛けを行う。

これら民間団体等の活動については、各地域の住民が積極的に参加できるよう、関係行政機関、民間団体等が緊密な連携を保って、地域における活動が効果的に推進されるよう努めるとともに、高齢化が進む交通ボランティア活動の活性化を図るなど、幅広い年代の参画に努めるものとする。

イ 交通指導員等交通ボランティア支援事業

地域社会において様々な交通安全活動を行っている交通指導員(高齢者交通安全指導員(以下「シルバーリーダー」という。))を含む。)や交通ボランティア等の現場活動を強化することを目的として、知識・技能レベル、指導力の向上及び士気の高揚を図るため、交通安全指導者養成講座、交通ボランティア等ブロック講習会等を実施する。

なお、本事業の実施に当たっては、実開催と合わせてWeb会議システムを積極的に活用するなど、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に最大限配慮するものとする。

ウ 地域提案型交通安全支援事業

交通安全活動が地域の実情に即して効果的かつ主体的に行われるよう、地方公共団体の提案に基づき、各種の交通安全教育・啓発事業を実施し、各地域における自主的な交通安全活動の推進を図る。

具体的には、地域において交通安全活動等に携わる民間団体、ボランティア等を中心とした実行委員会を設置し、同委員会を中心に、スケアード・ス

トレイト方式を活用した自転車教室、自転車安全運転競技大会、安全運転サポート車の体験等、参加・体験・実践型の教育・講習等を企画、開催する。

また、本事業の実施に当たっては、交通安全教育のオンライン化など、新たな手法を積極的に用いるとともに、事業終了後には、効果を検証して次年度以降に反映させ、本事業を通じて培った知見を広く共有する。

エ 地域における高齢運転者の交通事故防止に関する普及啓発の促進

地域における高齢者の安全運転の普及を促進するため、シルバーリーダー及び地域の高齢者に対して交通ボランティア活動を行っている者等を対象とした、参加・体験・実践型の講習会として、高齢運転者交通安全推進事業を実施する。

また、事業の実施に当たっては、実施会場においてソーシャルディスタンスを保てる受講者数に制限するなど、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底する。

オ 交通安全功労者表彰の実施

交通安全の確保及び交通安全思想の普及に貢献し、顕著な功績のあった者を顕彰するため、「交通安全功労者表彰について」（平成12年12月26日中央交通安全対策会議決定）に基づき、表彰を行う。

（3）地方公共団体との連絡調整

交通安全に関する取組を効果的に推進するため、都道府県・政令指定都市の交通安全対策主管課（室）長等を対象とした会議をWeb会議システムによるオンライン形式を併用して開催するほか、各地域で開催される交通安全対策主管課（室）長会議等への参加を通じて国と地方公共団体との連絡調整を図る。

2 調査研究の充実等

（1）高齢者交通事故防止対策に関する調査

生活や仕事等のため、今後も高齢者が運転を継続する状況が想定されることから、交通の安全を確保するため、諸外国の高齢運転者に対する具体的プログラムを調査する。

また、高齢者が運転を継続する場合と運転をやめる場合それぞれの費用負担等について調査する。

（2）交通安全思想の普及徹底の高度化に係る調査

効果的な啓発資料作成のための情報収集を行うとともに、交通事故の状況に合わせた啓発資料の作成を行うことで、交通安全普及活動の効果を向上させる。

3 沖縄県における交通安全対策の推進

（1）道路交通の安全

ア 交通安全施設等の整備

歩行者及び自転車利用者の安全確保を最重点として、歩道、自転車道、道路標識、防護柵等の整備を図る。

そのほか、歩道の設置を伴う既存道路の拡幅、線形改良等の交通安全に寄与する道路改築事業を行う。

イ 子供の遊び場等の確保

子供の遊び場不足を解消し、道路遊戯等による交通事故の防止等に資するため、街区公園その他の住区基幹公園、運動公園その他の都市基幹公園等の整備を図る。

(2) 海上交通の安全

海上交通の安全を確保するため、防波堤、航路、泊地等の整備を図る。

(3) 航空交通の安全

航空交通の安全を確保するため、滑走路等の空港基本施設、航空保安施設、航空気象施設等の整備を図る。

これらの事業は、内閣府が所管する一般会計から国土交通省等が所管する一般会計等（道路整備事業、都市公園事業、港湾整備事業及び空港整備事業等）に移し替え、または繰り入れて実施される。

第2章 令和3年度都道府県交通安全実施計画の作成基準

令和3年度都道府県交通安全実施計画の作成については、地域の交通情勢や社会情勢等の特徴を十分考慮し、次の事項について記述するものとする。

- 1 交通安全行政機関の連絡調整の強化
- 2 交通安全運動及び交通安全教育の推進
- 3 交通安全関係の民間団体の育成指導
- 4 交通対策本部決定事項の実施の促進
- 5 市町村における交通安全計画作成のための助言
- 6 市町村における交通安全推進体制の整備・拡充のための助言
- 7 その他都道府県交通安全実施計画において定めることが適当と認められる事項